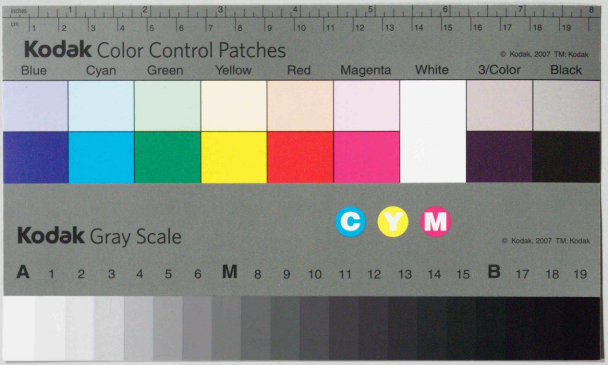

1752
ノ
1－1

神名帳標目私考　乾

明治十九年
草稿
點査濟

神名帳標目私考

伴信友稿考

此考書は延喜式なる神名帳の首に標目ともにつきて
あるべくおもわるる事ともをことごとく(脱々)くて神祇式中
と考合せるに一の古書ともに拠りてものせるらしくて
その因よ考出ていとおもしろきものにてきゝ(ママ)をも書加つ
いとうるさくおもわるる所も多くるとよりくはあれ
ども先て後る書るの一(ママ)

愛知県文化会館
昭33.7.30 和
35040
175.2
ハバ
1-1

延喜式巻第九首

神名上 宮中 京中 畿内
東海道

巻第十の首は神名下 東山北陸山陰山陽南海西海(ママ)

かくて神名と朝廷より祭らるゝ式と定まりたる天下の神社の名を載せたるもの、神名上下と分たるゝ三巻となりたるものなり宮中京中五畿内ちかき神社の在所をつぎて部を分ち載せたるもの、目録なり下の東山ちかも同じかくて四時祭式と神名帳と記されたるもの此神名帳を上下巻の事なりされど此神名帳の事と古記にも其事のさまゞ徴して神帳神祇官帳官社帳なと称し又ゆゑに官帳ともいひ徒に帳とのみもいへりされど官社と坐神と本神と申ては

延喜十一年三月六日の太政官符に神祇官の官帳と引る

官帳坐山城国宇治郡山科の神二座事右得宮道氏久内職状を宮道良連等去年八月二日解称伴氏神本去寛平十年三月七日奉勅之宣旨勘定公家春秋之祭祀雖然未附官帳歳月稍久望請将被不載進於本神并被附官帳預同祭典者以前天平元年に勘進せる雲雷屋并記に部曲に神社を奉て以上若干所並不在神祇官と記せるその在神祇官といふ神社祭この神名帳に載らるゝことをいふ官符の類なり

其神名具神祇官記載後慶雲三年月庚午の下に甲斐ゝ国二十九社始入祈年祭幣帛例

其天平年中勘造神帳中臣朝臣清麻呂奏旨に紀伝列伝縁者大社擬祭幣奏施行嘗時猶執諸社封戸統入一門といへるを考ふるに此代々つゞきの御政正しかゝるものから小神祭の事なるが如くなれど上古の例のまゝ正しく知るふしとてもなくそれをひろく天平年中に於ひて更小神帳をつくり祭式をもさだめしかく割てもなかりしかと中臣らもつくり意ゝてそれ〳〵勘訴たるもの本書の文をよくよみあぢはひて意得おくき事なりすべて其天平年中勘造神帳といへるは続紀天平九年八月甲寅詔に自春已来災気連発天下百姓死亡実多百官人等閑平不忠之故歟後百姓疾苦猶未休息其在諸国能起風雨為国家有験神社并祈禱即者悉入祈年祭之例とへるたぐひの事なり但一件の度より前天平元年に勘進せる雲雷屋并記に部曲に神社を奉て以上若干所並不在神祇官と記せるその在神祇官といふ神社祭この神名帳に載らるゝことをいふ官符の類なり

其神名具神祇官記載後慶雲三年月庚午の下に甲斐ゝ国二十九社始入祈年祭幣帛例

掌国二十九社始入祈年幣帛例

其神名具神祇官記載後和銅三年二月辛卯の下に在若見国土ゝ郡中神綏十五社始預官社とへる其神名具在神祇官帳とて三代実録ゝ貞観五年九月廿二日勘解由使の起請に神社帳進官社帳勘ふる日令条式部省条ゝ又ゝ但ゝ此神社帳ゝ諸国ゝて其国の内ゝ神社帳乃事と聞ゆ其由を論ゝ

かくて其帳と載るもの、神社と幣帛官社ゝと云ふ相違ゝ如何ともに中ゝ式内社ともゝ

古記もにかゝるそゆゑさて式内ゝぬと式外

社ニ云ヘリ朝野群載ニ康和二年ト部兼良宿禰ノ勘文ニ式外神社ヲ十一ニ載式之神名御卜之条是承前之例也ヨリテ其例ヲ奉卜増是雖為式外已令御卜ス之奏セラルヽ事モアリ親房卿ノ手社記ニモ式内式外ヲ曰ク次ヲ延喜ノ神宮儀式帳ニ本官帳入由社事ヲ以上十五前神社右神社傍注寛ノ御時ニ祝部ヲ増ス田宅奉也未祝ノ位子免仍号田社ヲ為供奉ノ云ヘリ

天神地祇物三千一百三十二座

神祇ヲ云ヘル凡天神地祇者神祇官皆依常典祭之ヤ凡天皇即位総祭天神地祇トアリ天神ト云ヘル天上ニ坐ス神ヤシ天ヨリ此国土ニ降リ坐セル神ヲ称スルカ其天地ノ神八百万群神坐ス中ニ別ル由縁アル神等ヲ国ニ社定テ祭ル事大御政ノ機原ヨリテ太古ヨリ皇朝ノ大道ヲカヽケテ崇神天皇ノ御世ニ及ビテ更ニ神ヽヲ崇ヒ給ヒ天神地祇乃社及神地神戸ヲ改定奉ル事屢重ヲ申シ給ヒシ趣古事記日本紀ニ見エタリ其後御世々々ニ新ニ寄ル社モ出来ヤト百姓ノ由ヲリテ祭来ル神或遠祖ヲ祭ル氏神ヲヽヲ公家ニテ祭ヲヽル有テソノヽミ神祇官ニテ常典ニテ祭ヲヽル神々ヲ帳ニ載ラレテ神名帳トイヲ此式ノセラルヽヲヽリテハ其神ヽノ座数ヲヽリ総テ挙ラレヽヽヽヽ

○按ニ三代実録元慶元年九月廿五日分遣中臣忌部両氏ヲ於五畿七道諸国班幣境内天神地祇三千一百三十二神縁供大嘗會也ヽヽヽヽ其神ノ座数此神名帳ト

全同じくなるにたやく元慶の比定よりたりつる官社のやくなるやとおりつゝそのの元慶元年より後この式と擬もたる間ま元慶四年三月廿七日大和国城上郡宗像神社預於官社ノ三代實録ニ延喜十年三月六日官符山城国宇治郡山科神社神二座と官道氏人等請ヒ依りて被附官帳預四度幣ヽ新国史ニ本朝月令ホこゑて則帳に宗像神社三座並名神大月次新嘗山科神社二座並大月次新嘗ノせゝそゝる是也猶有ぬべきゝ彼元慶元年の時の神座数ニ件の五座を加へ数ふるときハ延喜の式帳ニハ三十一百三十七座ありてなかに元慶元年のときハ其後官社を停らるゝもありまや但ニ三代實録ニ元慶三年十月六日停梅宮祭ニ歴茅和仁寿二代以為官祠今永停廃焉とえたもと同八年四月七日始祭梅宮神ニ頃年之間停春秋祀今有勅更始而祭ニえ三代實録の後ハ国史ゐるもハ詳ゝめと色葉字類抄梅宮の条ニ件ノ両度の廃興を載次ニ寛平又停之永延以後祭之十一月同之ニ記せり師光年中行事ニ記せるも同じくて永延の度の事ハ年中行事秘抄ニ両度の事の次ニ寛和二年十廿二宜旨云新依御願初被旧基以今月廿五日令勤仕但自明年可用丑日ありと

寛和三年四月五日永延と改らるれば此説相合て然ども延長五年に撰成て上らるゝ式神名式に楢宮神社を載らるゝはあやし寛和二年の宣旨ありて後より更に載もてこの惣ての座数祭式ホをも加改給へるにやさるべし

此外官社の増減のありたるもあり元慶元年の比の班幣の神の座数と同きかのゝ合てるべきすて若干座ともある座ハ神の御上よりきて之を例るに一座の一柱なるを悉准へて知べし

社二千八百六十一處

此ハ上にこゝる神〻ちの座ハ社の数なる社ハ若干處と云例也

前二百七十一座

前とハ本居宣長大人の考へし二座以上の神社の中に主なる神座を除きて其餘を幾座よても前とて前若干座と云るなり此ハ三座と祠まる社なるが中に主なる神一座を除きて餘の二座を前二座と定なるとのみ主なる一座ハ社と云中に在るに前よ云中ハ入もさるものぞ但宮中京中の神ハ其神名と奉るハ各一座てにもあれ御巫祭神八座の如き各名を奉るハ故る八座てもあるこそ凡て社と云中に入る神ハ幣物多く前の神ハ幣物減もすれ主なる神一座も実の斯あるもあり其社の主なる故に社をさして申し餘ハ其社の主に非る故に神座を指て

前と申べし、故に社ハ若干所と云ひ、座ハ総て若干座と挙るもの、

大四百九十二座

大とハ大社次ハ小とハある小社の事にて神社ハ大社小社の差別(ケヂメ)なり下に別ハ注べし、

三百四座

並預祈年月次新嘗(にひなめ)祭之案上官幣、就中七十一座預相嘗祭、

大社四百九十二座の中にて三百四座ハこの祭ハ預(あづか)るの号(な)なり、

但し類聚(るいじゅ)三代格ハ見えざるハ寛平五年三月三日の大政官符ハ祈年月次新嘗の祭ハ預(あづか)るの小神と京畿外国大小通計三百五十八社となりて此式と合ハず後ハ改定らるゝ歟(か)、此ハ此分書の祭の事ハ下ハ別ハ挙て注べし次ハるも同ト、

一百八十八座

並預祈年国幣

上に注ハるゝと同例なり、

小二千六百四十座

四百三十三座

並預祈年案下官幣

二千二百七座

並預祈年国幣

ハるも上に注ハるゝと同例なりさてこゝより以下天神地祇惣(すべ)て二千一百三十二座の神ハ官中京中を始畿内七道の国ハ座ハ神社を国郡と分て載せるもの、

○大若干座小若干座とハる大小ハ大社小社の事にて此の外ハも式中ハ此例ハ記さるもの歟(か)あり、さて神社ハ大小と定ハる事、

古くハ大中小の三等ありしよし衛禁律大社條疏云賊盜律云毀大社者遠流不顯中社小社罪若毀中社者減二等處徒二年小社者又減二等處杖一百云々衛禁律云闌入大社門者徒一年闌入中社門者笞五十云々又大中小の御定令詳ならず坂上苅田麻呂が法曹要抄と件の賊盜律の文と約略載て案之称大社伊勢大神宮八幡宮也中社者加茂住吉社也自餘小社也とあるハ何れの證ありてかくいへるにや

元應二年と度會家行神主の著せる類聚神祇本源と宝亀二年三月廿三日の大政官符を載て神祇官並七道諸国司應守定置天下諸社大中小神殿雑舎瑞垣鳥居並四至内地町数事正一位已上為大社従一位已上為中社正五位従五位已上為小社といへるに依て大社中社小社の名目ありしことハ明なれど其社の尊卑神の品位を授くるに依て多く先位をおくりしにや今の神位の墨を削りしと同じく神位のまゝにて社の大中小を尊別するの由なるべし然ども神位の墨を削りしと同じく神位のまゝにて社の大中小を尊別するの由なるべし然ども神位の墨を削りしと同じく神位のまゝにて社の大中小を尊別するの由なるべし

親房卿の進服儀集に大中小社尊別を云々然官符の全文を載ざるゆへ其尊別の義を委悉ならず今全文を載て考ふるに其小の神祇本源の奥書に応徴記曰宝亀二年三月廿三日太政官符偁云々と記しあれば儀式にも此本源のごとくありしことうかゞはるべし

式に大社小社の二等ありて中社といふ事なきゆへ帳にハ大社の小神名の下に大と注さゞるを以小社と定ぬ

大社に対して然ぬるを以小社と称するにこそあれ其神社を崇ぶの等を定ざる事なり

名国名神大社

但一史にも小社神の中に重ねて大社あるを見ず

類聚国史に弘仁十年三月辛卯山城国従二位賀茂神社為大社と見えたり

延喜式に見えたる大社の名目ハ

伊勢元年十月丙午進肥後国健磐龍命大神階を進らるとあるハ大神階を進らるの由にて大社の列に入るにこそ

大神階を進らるとあるハ大社に定らるの事なきゆへ

大社中社小社の等ありしことハ明なれど其等ありしことを外記に文書なきゆへ

名神大社の内に猶小社あるハ取るに足ず然ども猶小社ならざるにハあらず

小社と雖も尊ぶべきこと近江国小槻大社伊勢国度会社の事と同じかるべし

ありぬさて帳に件の三社を除て其大社と称せるもあらぬぞ

○タカヲ按天武天皇紀ニハ廿九ノ四年正月戊辰ニ祭幣諸社トアリ

○祈年(トシゴヒ)

祈年(トシゴヒ)祭に預らるる由なり此祭ハ二月四日神祇官にて行ひのふ事なり神祇令にハ仲春祈年祭とありて祭日をハ定らざりしにや此祭天武天皇四年二月甲申廿日に始とあるよし官史記にありと年中行事秘抄に見えたり挨嚢抄にも然云へりされど天武紀にハ載らねど国史にハ続後紀に承和九年二月己巳四日三代実録に貞観十五年二月四日に此祭行ハせらるる事見えて始て四日をもて恒例とさせたまへり今年乃雨風よろづ乃災なく穀のよく豊るべく神に祈たまふ祭なり神祇令祈年祭義解に祈猶禱也欲令歳災不作時令順度即於神祇官祭之故曰祈年也さてとしとハおべて穀をいへど専と稲をいふ古言之祈年と書くハ漢文を借たるなるべし詩経大雅篇に祈年孔夙方社不莫昊天上帝則不我虞敬恭明神宜無悔怒注に祈年孟春祈穀于上帝夏祈来年于天宗是也すと周礼に祈年ハ来豊年などと見えたり其祭式ハ四時祭式上巻に見え祝詞式にも載られたるをかくて此祭にハ神名帳に載られたる官社総て三千一百三十二座悉く預り

○タカヲ云神祇令義解ニ祈年祭ニ葛木鴨名為御年神祭日白雞白猪各一口也為令歳穀登豊之故如大歳祭也

なるをされども就中(ツガナカ)に祭らるる状(サマ)に差別ある大社四百九十二座の中にて三百四座ハ神祇官にて奠幣案上に神として座別に幣を案上に置て奠(タテマツ)らるるなりと案上官幣ともいふ又小社二千六百四十座の中にて四百卅三座ことも神祇官にて不奠幣案上神として座別(ゴト)に幣を案下に置て奠らぬことを案下官幣ともいふ其幣の品目ハ四時祭式にのせられたり但し其中伊勢二宮十七外十九社にハ各加馬一匹とあり又案下官幣の中に鍬靫を加へ奉らるる社あり其ハ帳の神名の下に記されたり其事ハ下に論ふべし又御歳社に加白馬白猪白雞各一とありて祈年祭祝詞にも此物を奉らるる由見え其を奉らるるハ縁由ハ古語拾遺に昔在神代大地主神営田之日以牛肉食田人云々御歳神発怒以蝗放其田云々於是大地主神令片巫肱巫占求其由御歳神為崇宜献白猪白馬白鶏以解其怒云々是今神祇官以白猪白馬白鶏祭御歳神之縁也と見えて重き故実なり此御歳社ハ大和国葛上郡葛木御歳神社名神大月次相嘗新嘗とある是なりさて此奉物の事儀式にハ京職貢白鶏一双近江国豚一頭年中行事秘抄にも白猪近江進白雞ハ京職と見えたりさてこれらハ神祇官にて発遣さるるなり西宮抄に西庁前牽御馬十一疋繋猪雞すとし玉海に治承四年の度西庁東南辺繋白猪居白雞云々入物などとあるをもて然るに此猪

の事山に住る走猪なりしもはば輙く生捕がたくもあるべし又繋ぐにも堪ざるべし古は猪の子
を畜置て進る例なりしなるべしそは儀式に豚を蓄ることも思ひ合すべし古は世間なべて獣
肉をも食ひければ其料にせむとて猪子を養置し事も聞えたり然るに中右記に天
永三年の度近江国所進猪今朝於神祇官中斃了云々あるは猪麻大八所殿下仰云猶可為穢之事也云々
祈年祭延引之由儀被行大祓云々などあり仁平元年の度も祈年祭猪近江国未進者云々郡
司申曰祭前十余日狩猪不得之違日狩猟千今无得云々康平四年六月次祭馬代進
調布八端任彼例可以調布八端為猪代仰ろし哉へるなどと思へばなべての狩のごとくにあらで
山猪を狩らるる如くにも聞ゆれど然るには非で此祭の料に進るべき豚を既に得ざりしでさる
時にのぞみてとみに狩もとめらるるにて天永の度は豚ならで大きくて生捕ゆゑて疵つけるなる
べし かくて白猪はいとく希なることにて毎年に得らるべきにもあらざれば故実のままに白猪と
称ひて尋常の猪の子に至るなどを塗てぞ献らせたりけむそもそも此猪の事はさてにいはでも
あるべきを思ふところ有て因に委くいへるなりさてこの案上案下の官幣に預かる神社
国々に幾千座とのみありて神名をと挙られざれど
其社数によりて知らるる事下に云ふべし 此時既に神祇官の官人
かくて大臣以下庁につきて中臣詔戸詞を申て(此祝詞は式に見ゆ)奠祭
の儀ありさて畢て参集とある諸国の諸社の祝部等に
其徹の幣物を頒授くる式あり(其品目は式にのせたり)祝部等持退

○主税式下廿七 其国司解申依納其年正税帳事ト凡条ニ二
例用頴若干束
供奉名神幣帛料若干束(大社若干処 小社若干処)
神社若干束(大社若干両 小社若干両)
絁若干約(約別)
價稲若干束(大社若干両 小社若干両)
綿若干屯(屯別)
價稲若干束

○タカサ云江次第に遠社幣納官庫トアリ

帰て各本社に奉る又餘る大社一百八十八座小社二千二百七座は
もに国司所祭とありて各国の守既に申奉りて今日守以下
散斎三日致斎一日といふ斎して其府に會て神祇官の儀に
准へて参集とある各社の祝部に幣物を班授くることを国幣と
いへり(幣物は其国々の正税を用て調へさせ神祇令義解に見えたり 於神祇官祭之とのことわりて国幣のまつりし)祝部等持退て各
其社に奠て祭を行ふ(此国司祭の神社畿内には无く七道ごとに若干座と記さるとそて神名を挙られざれど其は考知らるる由有
て即下よりいふが如し)○類聚国史に延暦十七年九月癸丑定可奉祈年幣帛神社先
是諸国祝等毎年入京各受幣帛而道路僻遠往還多難今便用当国物にありて
此時某て国司祭のごとくせさせ給ひしなりその其後の世にも改革ありしを三代格に
見え 此式の時は延暦の旧に復しなりけるを但し西宮記に延長四年官符云祈年月
次新嘗祭幣帛物不受之国朝集公文自今以後宜令彼官物勘畢移省とえたれば
中度其式革まりて翌る五年十二月奏上の式には旧に復りなりけむと西宮記
此祭の処に近社幣祝未請遠国幣納官庫付朝集使とあるは亦後に延長四年
の官符のごとくなさせられしにてありけむ ○月次新嘗の祭の幣物も同しさまなぞ奉らせれたむ

さて又件の祈年祭に案上案下の国司祭に預りたる神名（幣帛）
いたる事なきをもて式に載られし又其差別の知らるべき例も
挙られねば奠幣案上神三百四座と挙て宮中京中諸
国まて若干座と分注されたるのミなれば各神社をば何れを
それと知られざるが如し然るを今其分注されたる社数によりて
神名帳に載られたる奠例に引合て考れば明らかに知らるゝ也
さてとりまぜて云はゞ帳に月次新嘗に預りたる神は（名神大社の中にて此二祭に預りたる例なる事下なりつが如しさて月次新嘗の二祭は相はなれず共に預りたる例にて一方づゝ祭らるゝ事はなき例也）悉祈年祭の案
上官幣の神に坐せりさて分ていへば其中に宮中京中畿内
五国の神社はことごとく案上案下官幣にて其中月次新嘗に
預りたる神は案上に坐しぬは案下の幣に預りたる也（七道の国々には案下幣に預りたる神一座もあることなし）中にも東海東山北陸山陰山陽南海六道の国の中に又月次
新嘗に預りたる神ミ皆案上幣に預りたる也（西海道の国々は此祭に預りたる神あらず）
中にも国司祭に預りたる神は宮中京中はいふまでもなし畿
内五国には一社もなし（こは案上案下幣に預りたるが中なり）七道の国々の中にて月
次新嘗に預らざる神等ことごとく

○月次とは月次祭に預りたる由也此は六月十二月の十一日神祇官にて
諸司斎して祈年祭の時案上官幣の神三百四座の座別に案
上の幣を奠りて祭らるゝ也（但し前の神百六座は幣物減らるさて神祇令に季夏月次祭季冬月次祭とありてその祭日とは定められざりしを此条の義解に於神祇官祭與祈年祭同とあり国史に始てみえたる事は続紀大宝二年六月癸酉在山背国乙訓郡火雷神大幣及月次幣例に有）

さて此祭らるゝ由意ハ神祇令月次祭の義解に於神祇官祭
與祈年祭同即如庶人宅神祭也とありまた其祭式ハ四時祭
式上巻にみえて祝詞ハ祝詞式にのせられたり貞治五年の年
中行事哥合に月次祭を夏の今年の終りに月毎のこと 宗時朝臣
みやとしの神の幣帛ミテグラとよまれしか如く既に祈年の御
祈の有しごとく神〻の天下を安平ヤスラケく守護マモリなり事を月毎に
報祭カヘリマヲシしてなほ以往の御祈しなむと後に事省きて総フサネて六月
と十二月との両度になりて祭らるゝ式とはなりぬれどなほ
古實を失はずして月次祭と称するなるべし 但し祝詞にハ其祈禱言を略ハブかれたり
然るハ後の例なるべしさて上に挙たる神祇令の月次祭の条の義解に謂與祈年祭
同即如庶人宅神祭也とあるこの宅神祭の事を因に考るに中山内大臣忠親公の貴

○尓雅ニ云門屏之間謂ニ之宁ト
○曲礼ニ天子當ニ宁ニ而立
注門内屏外人君視朝ノ所ニ宁立ス処
○類聚雑要第四中ノ
康平六年七月云々移徙如法云々
入宅明日祀諸神諸神ハ
者門戸井竈堂庭厠
等也觀内盛ニ五穀ヲ祀之
三日モ亦祀云々
清直云ヨレバ宅津ヤカツ神ノ意カ

嶺問答に此文を挙られたるに宅神にやかつかみと訓を付たる本ありて和名抄に家ハ四
声字苑云家人所居也伊閉一云宅降訓上同またに宁ハ尓雅云宁門屏之間也夜加須と
ありて家とやかすとハ差ありて別なれど日本紀に舎屋をやかすと遊仙窟に堂構堂
舎室宇などをも然よまれたるを思ふにやかすといふも事のさまによりてハ家に通へるも
のありしなるべしまた古書どもに宅家などをやかやけなどよみ人名にも然唱へ
きしもあるハやかつのつを畧きし或ハ轉ウツりたる詞づゞきなるべしされば
宅神祭をも雅しくハやかつかみの祭といひてやかすといふか本語なるべし
しるべし其ハ此の下に引くこの神祭の奇どもによりて考るに此祭の名をやかつ神の
祭ともいひ又ハ家の神祠の神ともいひて多く垣際ヤカキを引合せて見ゆるかさことく又下に引
寛平七年の符文に據りて併考るに其七二月と四月と十一月と三度に祭ること例なる事も
知られたれど其祭るさまも大かたハ思ひやらるゝなりさて義解に注されたるハ
此祭庶人の宅にて各その氏の祖神と祭りなすしく上古よりの古実のすたれたる殊に尊き
尊重ニ奉るべき由ある神ゝ又生土住所などにつきて由ある神くもしく家職の由有
神ゝにハ家によりて殊に恵をこうむる神ともあるなどの恩頼を蒙るなみ
其報賽しまつるにて常に恵み護り給へと祈禱て己が宅にて月毎にすべく
幣献て祭りたりしに二月と四月と十一月と三度になりて祭る例となりたり
されど月次祭と即如庶神宅神祭と謂たるなるべし文明十二年正月朔日
宣胤卿記に四方拝の時の条に拝宅中神註に向家中是者非定惟臨時態者也
この後にも同し趣に記されたるハ殊さらに拝みなされたるなり又清浦朝臣の
抄に保食神ハ宅神也といはれたるハ保食神のこと宅神として祭る由ハあらじ此神

とバ並て宅神として祭る由なるべし今の世の庶人もこれをとなへて宅の神とおぼしくに
つけて急り聞かざる事なこそさそすが其宅神祭を四月に行ひある証ハ壬生忠見集
に四月家の神まつる所ごとに祭しむらにハまねぞえむし しくくうこの志くるすかと
そうしうこの家の神とハつるもいりまる宅神まて哥の趣を考るに亚などの家々に来
りし祭の事を行ひしなるべし 和哥六帖に素性法師 拾遺集に躬恒 神祭る卯月に咲る
うの花を白くもきねが志らげしけるかな もえうう又貫之集に 百とせの卯月を
いのる心をバ神ならくみるらむ志らせらむ 大中臣能宣集に四月家の神まつるところ
みむろ山さの榊葉よろづ代もとりて祭らむさかきの神かも 順集に四月神まつる
衣きてこそ祭も同じくる神のかもろぎをきてゆらむ 新六帖に神祭信実朝臣よみける
卯月のミし絶なし絶えてき祢ぎとろ拝さやうなろう 為宗卿 神祭る卯月なりけれハけふ
みてミむろの榊なべてさかえるう 新続古今集に永仁六年大嘗会悠紀方屏風に花垣里前
大納言俊光 向くの山さより志て神祭る卯月に白き花垣の里などかかる趣に四月を季として
よめる哥なが多し 又為忠朝臣家後百首に仲正 山賎のうきねかいりやうろ神うの花咲るを
そなえゆうと 久安百首に清輔朝臣 榊葉にゆうそうけてやろう神祭る垣根とえやうの花
などよめるもなるヤカツもヤカスの譌なるべし 師光年中行事にもかの義解の文の宅神にヤカツ
カミと仮字をさしたり 或人云和泉国日根郡谷川村池坊其が蔵る文亀三年に書る片仮字書の
祭文にヤケノカミトヨカテトノカミノオニヘニ云ことあり とかつてこのヤケノカミも宅神の事と聞えたり
さて件の哥などの趣なてハ宅神祭とやそ神祭ともやけの神ともいひ又家神祭といひる
なりさて其を十一月にも祭れる事の例証ハ小右記に長元元年十一月廿五日乙卯宅神祭まさ
年中行事秘抄十一月の下に御厨子所御神祭事 天慶二年十一月天下有穢事御厨子所御

神祭穢中有否如何尤府令申給云々陰陽寮式云宅神祭云々有忌者用次癸云々就之
案之御忌国忌欲将何事乎有用未癸之由尤可有沙汰也私人傳之穢不忌云々云へる
事なども見ゆ 此ハそのかミ前人の家記の類を引挽りてするにて陰陽寮式と云てるハ延喜などの
式文にハあらで其の寮の私の式書なるべし さて此ハ十一月御厨子所にて神祭ある例なるを
穢中に行ハるゝ事の有无を内府の問ありける陰陽寮の式書の旨によりて答ふる趣
なり御厨所ハ後涼殿の西庇に在て供御の物を置所なりとぞ かくて件の文意を考るに
十一月の宅神祭ハ上癸日に行ふ例なるを穢あらバ次の癸日に行ふ例なりしと聞えたり
さて御厨子所の御神祭の事いかなる書にも見えおよばねど 此ハ御厨所の女官のうちにて行ふ
神事にて宅神祭に准ふるべうの由にて癸日に祭来るなるべし 小右記に記されたる
なる宅神祭ハ癸日にハあらざりしかど 前の癸日にハ何ぞの碍ありて行ハれずに其後癸日
なきによりて此日祭りをせられしか 又其長元の比ハ必しも癸日と定らざりしにとや
おりなむ 又能宣集に十一月神祭る家の榊葉に霜うちはらひときはまでかもいに祭らむ君
が君の神 千載集にあるところの屏風の繪に十一月神まつる家のまへに馬にのりて人の行
ところをさかき葉の霜うちはらひもゝのえだ見とぞいのる神の御前にかくおもふ
源道済集に十一月神祭る家 神代よりいひ絶えてし足引の山のさかき葉色もかハ
らぬに見えなるなどこそあれ 又此祭に氏神とまつることハ貫之集に四月神まつる
所に まつる時咲もあかなる卯の花ハなぞ氏神の花にあるらむ 相模集に早夏ふかきて
こが氏神といのるうちにこのてらし八のもとぞかくてなりけるかくてなおわりなる年
中行事の抄にも公事根源などにみえる恒例の行事に四月と十一月との山科祭ハ宮道氏の祖
神 平野祭ハ和氏の祖神 當宗祭ハ當宗氏の祖神 梅宮祭ハ橘氏の祖神 吉田祭ハ春日と同神

又十一月の宗像祭ハ宗像氏の祖神也

にて藤原氏の祖神なれバ二月と十一月の春日祭大原野祭十一月の平岡祭も春日と同神にてこれも
おなじく藤原氏の祖神なれバ同月の鹿島祭も春日に縁由ありてこれも藤原氏の外戚の祖神
に係れり　続紀宝亀八年七月の下に内大臣藤原朝臣良継病叙其氏神鹿島神正三位香取
神正四位上とみえたるも是なり　其縁由ハ春日神社考にいへるがごとし　かく二月と四月と十一月
とにのミ諸氏の祖神を祭られて皆其氏人を預らしめたまへる事ハもとこの書もにみえ
て上の件の餘の月に祭らるゝ事ハなしとせる事なるべし　さるハ且代格寛平七年十二月三日の官
符に諸人氏神多在畿内毎年二月四月十一月何廃先祖之常祀若有申請者直下官宣と
みえたれバ件の三月に氏神を祭るハ古よりの例なりけらし　公家の御祭にハ其三月の中に就
て或ハ二度或ハ一度と定めたまへるなるべし　これをもてみれバ諸人の宅神祭も和ハ氏神なる
祭にて二月四月十一月に行ふ古例なりけらむと二月の祭の事の書どもにみえたれバ哥にも聞え
さるハおのづからに記せる書の傳らぬなるべし　又二月と四月とハかど近くもあればおのづから
二月の祭を略く慣となりしにもあるべし　又萬葉集に大伴坂上郎女祭神哥の注に
右哥者以天平五年冬十一月供祭大伴氏神之時聊作此哥故曰神哥とみえてこの氏神
祭も十一月なりしなどもあるべしよく尋考べし
因に云旧事紀に載たる天孫本紀の饒速日命の裔物部伊香色雄命譜に崇神天皇の
御世に係て遷祭建布都大神社於大倭国山辺郡石上邑云々号曰石上大神為国家亦
為氏神崇祠為鎮と記せる氏神ハ氏の祖神にハあらでバ己が家にて創建せる寺を氏
寺と称へると同趣なる唱へなり

○相嘗とハ相嘗祭に預りたまふ由也　此ハ十一月上卯日七十一座の神を

祭らるゝその神名四時祭式に載られたる畿内にて六十七座紀
伊国の内にて日前国懸伊太祁曽鳴の神等の四社合て七十一座之
但し大社小社の差別なく預りたまへり　豫て神祇官にて祭官斎して
幣物を各社の祝部等に頒置て当日其社々に奠りて
祭を行ふ之
此祭の古く書にみえたるハ神祇令に仲冬上卯日相嘗祭義解に大倭
住吉大神穴師恩智意冨葛城鴨紀伊国日前神等類是也神主各受
官幣帛而祭也とある且天武紀に五年十月丁酉奉幣帛於相嘗新嘗諸神祇とみえたり
相嘗の嘗字を印本に脱し奉字を祭と作るハ誤なり　今極本に依りて訂せり　そのころ既に
相嘗新嘗に預りたまふ神ゝと
定めおかれたりしなるべし
さて此ハいかなるよしにて祭らるゝにかいまだ
書にみえざれバ按に此祭の幣物
四時祭式に見ゆ臨時祭式に凡因幡伯耆両国所進相嘗祭料荒
筥八十八合国別四十四合毎年以神税交易十月以前差使進上とみえたる荒筥ハ多くの物入るゝ料
なるべし　四十八合の数この時祭らるゝ神七十一座とあるに配りて八十七合多し　猶考べし
社別に異なる中に酒稲幾束といふ事のミ社別に悉有て酒料

稲ハ者用神税及正税とあるをとりておもへば新稲をとりて醸る酒を献らしめ祭るゆゑにや、さるは天皇新醸の御酒を聞看によりて相伴に新酒をとり饗しめ給ふ由なるべし新稲奉らしむ新嘗祭より前に新御酒奉らしむ事、次第なくてなど論ハむハこちなし、さて自記の別記に載らせたる大嘗會の中臣寿詞に皇神等毎千秋五百秋の相嘗に相宇豆乃比奉利云々とあるハ悠紀主基の殿にて天神地祇を祭り相伴に新饗しめ給ふ由にて相嘗とせる意ハ同し、然るに其を相嘗祭に預りの給ふ七十一座の神たちの事なりとせる説あれどいかゞ、大嘗にハ天神地祇を饗しめ給ふ例なるをこちらかゝハ必ず七十一座の神たちを饗しめ給ふにハあらざれ さて相嘗正しくハ阿比尓閇と唱ふべきを後世阿比牟瓣と唱るハ言便に唱ひ習へるなり 伴信 源まあむへの祭とよむべきよし記したるハさて嘗の字を書ハ新嘗の下にひかれたる如しさて令の令集解に惟宗講書私記を引て云調庸荷前先祭神祇号相嘗祭後奉山陵号荷前也と注せり然講書私記の原文いまだ見およばねども思ふに件の文に依りて論むに荷前ハ諸国の調物の絹布其外雑の物の早く奉れるを取分てまづ神等に献らしむる事なれば其荷前を奉りて祭らしむるによりて相嘗と云べきにあらず、相嘗祭の時に荷前の品をとりて幣物とせらるゝ例なりと聞ゆるを記しざるのつたなきに さて其相嘗

祭の式既く廃れて後も賀茂上下社にて行はれ又斎院にも進らるゝ事とのこるまのとしるしきこと由其證ハ中右記に元永二年鳥羽天皇御世十一月朔日癸卯依相嘗祭供新穀ここハ相嘗しめ給ふによりて天皇ニ新穀を供奉る由なり二日の条に社解云去夜戌刻火出従御庫及正殿中門廻廊舎屋廿宇已焼了ここハ鴨御祖社の事なり百錬抄に十一月朔日鴨御祖社宝殿已下焼亡次に今日斎院相嘗後朝御神楽延引云々ト同記にこれより前寛治八年天永二年十一月斎院相嘗穢に依て延引同三年十一月川合社廻廊中門等焼亡の穢に依て上卯日を延らされて十四日丁卯今日賀茂上下社行相嘗祖斎院延引依斎王月障事也中右記大治二年十一月五日辛卯斎院相嘗也御

所ハ亦主の御所の由にて則斎院の代なり盛重ガ堀川宅也有奉幣中略主典義基云ト
定七月以後時明年四月有此事四月以前有卜定時當
年十一月有此事也仍此斎院當年十一月相嘗被行也
同四年十一月十一日賀茂相嘗也などみえたる件の文
どもを合せ考ふべし此て此後の記どもにもその定に行はれし
事みえざるに薩戒記に應永卅三年十二月二日辛卯今夜相
嘗祭云々とありて全文もなければさだかならねど賀茂社にて行はれたるが
此後の記どもには此事行はれし事さらにみえざるべし（とも記もれたるの心にて記）
さもあるまでもあるべくもあらずいくかどもかく廃られたるにぞあるべき公事根源に相嘗祭の事をもちうき比ハ
絶てさなるよし記しあくるハ延喜の式の如く行はるる事の絶たると

のことなりとハ聞えざれハかの書ハ應永廿九年に書あらハしたりと聞ゆる
に合せてハその卅三年に云々行はれたるハ其のち再行はれたる
にや

○新嘗（ニヒアヘ・ニヒナヘ）とハ十一月中の卯日の新嘗祭に預りたる由なり政事要略引載たる高
橋氏文云六鴈（ムツカリ）命七十二年秋八月受病同月云々薨宣命云々十一月乃新嘗乃祭毛膳職御
膳乃事毛六鴈命乃労始成流所利奈云々とあり六鴈命ハ膳臣（カシハデノオミ）の遠祖にて景行天皇の御世大御
食の職奉仕て労ありし事日本書紀その外古書どもにみえたるが如しさて嘗字を書くハ
漢国にて秋祭を嘗と云を借たるなり大嘗新嘗ハ十一月に行せたる事なれども秋に依たる
となる故に此字を用ひ書るなりと本居翁いはれたりさて大嘗新嘗に嘗字を書も同意之天武紀
二年十月丁酉奉（ミテグラ）幣帛於相嘗新嘗諸神祇
此ハ祈年祭案上官幣の三百四座の神たちとあり（こと月次祭に預る神たちなり）神
祇官の斎院に祭りある諸司奉して今年の新稲をもて御食を
幣を奠らるる之其祭式ハ四時祭式下巻にみえたる新嘗を乎し

く八尓比安閑ナき言便ゝ尓比奈閑ナる申ヲ以テ
あるハヨリ新嘗ト書るモ正ク八祈保尓比安閑ナムベシ大新嘗ノ義ニ
新嘗ノ字ヲカリ小神ノ献物ノ義ヨリ出ルヲ以テ朝家ニテ
大新嘗ト申タリ一ツニハ其ヲ言便キ祈保尓閑ナルヲ以テ尓比ノ字ヲ約リ安ノ有リ
ヲトリテ祈保安閑ナリト言便シテ尓閑ノ字ヲ通ハシ閑ノおノつヽ湯ノ有ヲ
ヲトリテ後ノ小朝家ノ字ニ礼ヲ以テ厳ヲ略シ給ヒシ例ニ倣ヒ
嘗ノ字ヲ殊ニ重キ儀式ヲ定メ給ヒシ故ニ新嘗ト申ス事ニ
ナリヌルヲ俗ニ所謂新嘗尓比安閑ト申言便リ尓比奈閑ト申ス事ニ
ナリヌルヲ此大嘗新嘗ノ事上ニ挙ゲ後ノ註ニ出来ヲノ喚ヘ易キ
紛ラハシキ事ヲ弁ヘ本ノ姿ヲ叶ヘテ方ヲ正シ論ヘラルヽノミニ
今ノ喚ヒ易ヘテ申ヲ改ヒテ朝家ノ古実ヲ失ヒ其喚ヒ
ナラハシヲ改ヒ給ヒシ新嘗ノ古実ヲ失ヒ其喚ヒ
加ヘ〳〵説ノ紛ヒ多ク跡ヲ本居翁ノ古事記ノ大嘗ノ
説ヲ見ルニ其説ヲ取ラズ今其説ヲ以テ考ルニ此説ノ別ヲ
ナリヲ以テ今其説ヲ以テ文字ヲ改メ
さて以上の祈年月次両度新嘗の祭と四度の幣と称して朝廷の厳重き御政事ヲ
三代格寛平五年三月二日の太政官符ヲ按ニ延喜式四度幣ノ条ニ祈年六月十二月月次十二月新嘗祭等ノ者国家之大事也
時令順度預ジ祭神祇官ニ
神祇令祈年祭ノ下ニ
ナリ
百五十八社ヲ
ナリ
百五十八社ノ
祈年月次両度新嘗の祭と四度の幣と称して朝廷の厳重き御政事ヲ
三代格寛平五年三月二日の太政官符ヲ按ニ延喜式四度幣ノ条ニ祈年六月十二月月次十二月新嘗祭等ノ者国家之大事也
欲令順度預ジ祭神祇官ニ
欲令以下ハ神祇令祈年祭ノ下ニ
ナリ
百五十八社ノ
当時四度幣ヲ同神ヲ同等ニ奉ラズ
件ノ官符ノ後ニ改定ラレタリ
四度幣ニ
ヲ
本朝月令ニ引ル延喜二年正月六日ノ官符ニ山城国山科神社ノ事ヲ進ズル本神祇官帳ニ預ル
四度幣ニ
ヲ
因テ六月ノ新嘗ヲ按ズルニ其実ニテモ別ニ二月祈年六月十二月月次十月ノ新嘗ノ祭アリ
共ニ日ハ
祭ヨリ十九座ノ神ヲ祭ラレ
祭ヨリ二十八座ノ神ヲ祭ラル
但シ二ツ皆其実ニ祭ラレシ所ノ神ニモヨテ神名帳ニハ載ラレタル神ニハアラズ
但シ或本ニハ二月祈年祭廿一座大宮売

神四前御門神八前忌火神一前庭火神一前竈神一前御井神一前地主神一前
とありて十九座あるに廿一座とあり八座て写誤なり其原本は新年祭九座
と書小誤て九字を脱し跡より十字の傍小九字を書添て九座
字を書たるを廿一座と泥て然書誤たる本の世に流布せるなるべし
と六月祭新嘗祭二十八座炊殿忌火庭火神二前水部忌火庭火二前屎部御
竈神二前御川水神二前酒殿神二前膳部御食神二前大炊竈神二前自餘祈年祭
月次神是也とあり次第の忌火庭火神二前そし九座の神を自餘祈年月
次の神十九座を合て二十八座の数有るをとおりし次むきこゝやゝ亦官
祈年祭神百十五座大社十七座在官内大宮賣神四座御
門神八座御井神二座庭神二座地主神一座小社
九十八座在多気度會両郡社号を載ず故ありてこゝに大社十七座
あるは大神宮を肇めて神らまして皆帳を載られ神
らまさる小社九十五座の中九十五座の帳を載
られざる中の小社の神ら坐なり伊勢奏岐宮二
座と月讀宮二座の中の荒御玉社との三座の帳なれば大社な
るべき此小社に入るとなり此大神宮よての別式なれば
○名神　神社を名神と申すは事式より前よ續紀よ天平二
年十月庚戌遣使奉渤海信物於諸国名神社とあるを
始よて史もにおゝくみえたりつゞきよも天平の以往より有
し称号ぞ寛平十七年の大政官符よ載られたる大和国丹生川上雨師神社の祝
寺が解状に名神本紙とも書名あるに諸神鎮座の事を記
るに聞えて別ちいふ神を称て名神と
そうるべくもあらず其称ある意不詳
さるに但此数多くて
下る論ども多し故今数ふる印本よ三百八座あれど京
極御本ようによ三百九座あるは其越中国射水郡射水神社普通本小社の
列なるもの京極御本よ名神大とあり其国
郡の大社の数も着てこまを正しべく但其餘も名神と注せる処本もあるべし
まぎれ八十一社をもちて未詳一ちまぎれ
増減の差ありても三百ばかりべく

然るに臨時祭式ゟ名神祭二百八十五座と標て其神社を載られたり今帳ゟ載るゝ名神三百九座あるハ其中ゟ廿四座ハ祭に預ぬゆゑ〳〵其ハいろ〳〵故ありと心得がたし〳〵其名神祭二百八十五座と標られたれハ其神名を数ふるに印本二百八十八座ありて三座衍もりかくて其神名と帳ゟ換るゟ陸奥国川田神社二座卿上神社一座とある合て三座の神ハとよう帳ゟ載られざるゟを削る時ハ二百八十五座の惣数ゟ有へき一古本ゟ件の川田卿上の三座なくて別ゟ越中国射水神社ありて一座衍もり故按ゟ件の川田三上の神社帳ゟ載られざる神なる名神とし〳〵祭らるゝぎゟ非ず疑ふらく後人の私ゟ書加ふるとのみなるべきを一古本ゟなきを宜きと射水神社ある事ともやすく別ゟ後人の書加ふるとのみなる事疑なし然ともハ今の印本ゟていふ川田卿上の社の三座を削と一古本ゟていハ射水神社を除きて二百八十五座と心得て可るべし今つく按ずるに上にいへる如く帳ゟ載られざる名神の中ゟて廿四座と通て祭らるゝ准ふ祭ゟ事いと〳〵多し其ハの名神祭の下に載りてある神名の中ゟ後人の書加ゟるゝ件の廿四座ゟ後人のさらゟ帳ゟ名神ゟ書加ゟるとのみなし

かくて其名神祭ハ臨時の祭ゟて恒例の祭ゟあるべき事ゟあり時ゟ臨て御祈の為ゟ名神三百九座の中ゟて祭らるゝ例社を定置ゟらるゝて其祭の時座別ゟ幣を奠らるゝ大祓のごきハ幣を加ざるゝ例之

（臨時祭式ゟ載られざるゟ）

ろうそく其幣物の品目は
同式なり（名君名将名僧など）
さて名神と云ふ二字書に名大也功也
声称也ふじ云ふ義なりて（名君名将名僧など）其神を故あて別
称し奉らもてるうべし其帳を検るに名神の悉大社
大社と名神多きぬいと多きともいひ合べきこと（臨時祭式の末に見ゆ諸神の名）
神官社者待官有下
更修下国有請内印
ゆゑ延暦の外官儀式帳と載官帳名神
十六所未載官帳名社八所といふ八名社一所謂名神社
ふあり次称へていふこと（同度の内官儀式帳も同例の文なりてそこは八名の字なきを思ひ合べし）日本紀暑
ふもろ〳〵神社といふべきと名社と書るがあるも同と又三代實
録と貞観三年九月十九日遣使者於近京名神七社奉幣
祈雨告文曰ふ八幡大菩薩乃廣前に申賜倍止申久ふ自

餘社告文准之と記されてふ名神も同じうべし然てその
八幡大菩薩は前年僧行教が宇佐宮より石清水へ移祭
宮ゆて其後延喜の帳に載るぞうと思へ前の帳に載り
もぞうろべくまして殊さらに名神列に入もてりしよ
あるまうつ発と専らその八幡の告文と載て自余の六社
神名を省きて告文とを准へて知べきまうてふと思へ
七社の中よても八幡を重くせもてふべし然てとて二名
神七社とも記されてふはもよ其時は重く崇るよう
の祢ろう又史共に名神と明神と書る処あり（本後紀弘
仁五年九月戊子奉幣明神 続後紀弘仁五年九月戊子

奉幣明神、続後紀ニ兼和十年四月山城国山崎神預之名神ト記サレドモ、同十五年三月ノ下ニハ山崎明神トアリ、又文徳實録仁壽元年六月ノ下ニ記以近江国散々難度神列於明神、称衛元年二月ノ下ニ吉備津彦命明神、天安元年十月ノ下ニ高良玉垂命名神ナドアルヲ、三代實録ニ負観元年ニ奉充諸明神神田トアルヲ史共ニヨリテ、

武蔵国多摩郡阿伎留

神社ノ神主阿伎多留樹ノ己ケ仕奉ル神物ノ中ニ銅ノ鋳造ラレシ古キ四鏡ノ如キ物有ヲ面ニ畔切明神ト題シ背ニ天平十年月日ト記セルヲ、其ヲ掘リ出シ人ノ見ル物ニ其ナルヲ、ハヽ語モテコハ平ケキ古物ト聞ケレドモ、神剣ヲ額リ取ルヲ、ヒトヘニ驚キアヤシミ、其ノ後ノ別ヲ記セルモノアリテ、ヤガテ取上ケ奉ラントモハヤク云々ノ此明神ト書ケルモ、但シ故神延喜ノ神名帳ニハ社ノミアリテ名ト明ト通ハシテ用ヒタルヘシ、類聚有宣抄ニ載タル延喜廿年ノ神位記ト奉ラレタル次官

脊ニ横山明神、滝倉明神、東屋明神、大神明神トアリ、又大明神ト申セル事ハ元慶五年ニ奏進セル奉氏本系帳ニ本朝月令ニ引ケル社帳ノ事ハ別ニ考アリ、松尾大明神ナド二所大明神トアリ、松尾二座ト云ヘリ、三代實録仁和二年ノ宣命ニモ松尾大明神ト見エ、日本紀略寛平九年ノ条ニ賀茂大明神、帝王編年記ニハ加茂明神トアリ、ナドアリ、又式外ノ神ニモ明神名神ナド称ヘル事アリ、日本紀略寛平六年ノ条ニ紀伊国玉出島明神、延喜十年ノ条ニ越前国日野名神ナド猶アリ、又帝記ニ久安三年二月条ニ春日祭大名神四座ヲ中御門宣胤記ニ永正三年八月三日ニ多武峰社頭ニ大織冠、帝王編年記ニハ春日明神トアリ、後花園院ノ御代被奉授大明神号トアルモ之ニ同シ

さて後世は神をなべて某明神やうに某大明神と称ふ事の
如くなりて漸々に轉じ〳〵ゆくなり
（悲華經といふ佛書に我滅度後於惡世現大明神廣度衆生とあり又西域記に佛の事をも大明神と云ふ中にも明神といふとえのかゝる類の佛說と合せて考ふべし）
○帳に名神大社にて祈年月次相嘗新嘗の四祭を預るの
神は山城の賀茂別雷神社同御祖神社二座をはじめ諸国
にもこゝもとおりもるは殊に重崇をうく極りなくそこに
は
思ふもといとも尊き伊勢二所皇大神宮のそれ中の相嘗
を預るのみぞやむごとなき出雲杵築大社の祈年の外の祭を
預りたまはざるなどと思へば伴の四祭を預りまつるを重崇
なるふあづかりまつるをもて各神の掌り給ふる御功
徳なるに因るのこゝろもあらべを前の御世にしもより次〳〵
然定給ふそ祭り来るにつきて小行事をそ官帳に記し置
やがて式にも取載られたるとのたまへるなるべし
○帳の神社の下に鍬〳〵戔〳〵と書るがありこは祈年祭の幣帛
幣帛四百三十三座（惣小社）の中にそ六十五座は各鍬一口戔一口
一口づゝ二十座は各鍬一口づゝ三座は各戔一口づゝとかへ〳〵

眞らく由二月祈年祭の下まのせまて並見神名帳ある是ろり但し祈年祭のから三祭ま預りあるる神こハ社も預るるこゐ〳〵かくて鍬殊ま耕作の事ま依り鍬ハ殊ま武事ふりて御祈あるる由緣るどまて御世御世ま別ま加て眞らまつるが例となりるるべし但しあ鍬鍬ま眞らく神さろと今帳ま按ふるまいつまの本も件の座数ま合ゞ故帳の諸本ま校合てゐもの本もえるるところとまて計ある鍬鍬と注せるが五十七座ありて七十五座ろり六十五座あるに合ゞぞ又鍬と注せるハ二十社有て二十四社ろりこまも二十座ろあるま合ハぞ又鍬と注せるハ

一座の神二社ありてこまも三座とある合ハゞかくてもさ帳の諸本ま校ふる件の神さろと除きて別神ま鍬と注しあるま鍬鍬と注しあるま或ハ五一種ま注して區ろが九座ゞうと又その外ま鍬と注し鍬鍬るど注てるま一本ま先きが十座ゞうありはやくよりかくくりくま字混へるとのこ今ろま考定むき由ろしさて又鍬鍬ま加て眞らくハ祈年祭ま案下幣ま預りあま神こまてハ畿内ま座ゞ小社の神ろま限ろあま事まて其中に鍬鍬ま加て眞りあま事ろれバ畿外の国ろ神ちハ元き事ろくきまをもおもふろ帳ま丹波国氷上郡知乃

神社ヨ鍬トアルハキハメテ衍字ラシクオボユルヲ見ル諸本ヨリ皆然リケレバヤクヨリ其誤ヲ写傳スルモノトコソ思ハルレ

但シ其前後ノ混ベキ例モアルキヲイカデカ書ヲ改ムルニモアラネバマヅ傍ラ例アル推量説ヲゾ定ムベクモアラズ

○神位神戸ノ事

社ノ神ヨ位階ヨ授ケ神戸等ヲ定テ元奉ラセ玉ヘルノ史ニソレ〳〵始ハ書紀ヨリ崇神天皇七年十一月定天社国社及神地神戸（顕宗天皇三年二月神ノ詔ヨリテ高皇産霊尊ヨリ賜ハリシ神田ヲ献ルヨシアル事ナレバ）ヤガテ天武天皇元年高市（神代ヨリ坐ス）身狭（生田ノ神ヨリ坐ス）村屋（未考）ノ神軍政ヨ功アリシ報賽ノ為ニ神之品ヲ加ヘ云々ソレヨリ正一位ノ神階ヨ奉ラセ玉ヘル事ノ史ヨリソレヨリ始ハ続紀孝謙天皇天平勝宝元年十二月戊寅豊前国宇佐八幡ノ大神ヨ大和国平群郡ノ宮南梨原宮ニ新田ヲ造リ神宮トシテ祭リ奉リ僧ヲ請テ悔過シ奉リ丁亥八幡大神称宜尼大神杜女東大寺ヨ拝シ由アリテ天皇太上天皇（聖武）太后同ク行幸アリテ奉大神ニ品比咩神ニ品ヲアラタメ加ヘ奉ラル（東大寺ノ盧舎那佛ヲ作リ奉ラシムル事ヲ祈請シテ其成ル御願ノ御礼ニ参リ給ヒシニ依テ）ヤガテ翌ル二年二月封戸位田ヲ加ヘ奉ラル但シハ共ヨ宇佐ノ本社ヨ奉リ給ヒテ品位々梨原ニ迎ヘ奉ル神ヨ預リ奉ラセ玉ヘル事ヨ御世ヲ削道鏡奴

が寵愛を被りて小隠謀ありて八幡大神と假りて天皇を欺き奉らんと思ふ事ありき其御世の紀をよくよくとりて知るべし同天皇重祚の（此御世の御諡を別る称徳と称ひ）天平神護二年四月丙申八幡比咩神を封六百戸を奉らる以神願也とぞ神を臣位を奉らるる始へ同月甲辰伊豫国神野郡伊曽乃神越智郡大山積神並授従四位下元神戸各五烟米郡伊豫神野間郡野間神並授従五位下元神戸各二烟とあり道鏡ますく威権を擅にする時なりき故あり事あるべしこれも其御世の紀をよみ味ふべし後は次の御世光仁天皇の宝亀二年十月戊辰詔元越前

国従四位下勲六等笥飯大神食封二十戸田二町ぞそへぶり但し件の大神を従四位下勲六等を授ける事前の紀をよびかの天平神護二年の度り其後の事ありきと載ざるべしおほ神を勲位を授るをしるしの史にえざるは右を引る大神その始なり勲位の事は下に出べしかくて同十一年十二月越前国大虫神越中国二上神砺波神を従位下を授ける其後御世ごとに神位を授ける事漸多くなる事此後の史ども見て知るべし但し小社より度々加階の神あり大社にても授位なき神もあり大小社の差別は

○ここら按続日本紀記事の年月条伊豆国坐阿波神須佐之男命八尋大鏡二座ましまし加之ここに大和国坐大神御魂神と称奉り又坐大神大物主神とも称奉りしかば天皇ここに勅使を遣はして

ことハあらバ上に引る天武天皇元年に登進三神之品とあるハ品とハ品位

まハあらバ品位ハこの大宝元年の新令改制る其神社の御あつかひの品を已前より重く

志まする由まて位階を昇進(スヽメ)まつるまハあるべからず或人の説に神

に位を授奉る事ハ其階に相當る位田封戸を奉らるゝ為也

といへりそハ上に引る如く続紀天平勝宝元年十二月八幡

大神に一品比咩神に二品を奉られ翌る二年二月奉元

一品八幡大神神封八百戸前四百廿戸今加三百八十戸位田八十町前五十町今加三十町

二品比咩神封六百戸位田六十町とあるハ令條の如く品

位に當れる位田封戸を充奉られ同七年三月詔宣なり

とて件の両神の封戸合て一千四百戸位田一百三十町を奉

返朝廷唯留常神田耳依神宣行之とあるなどを

とて云る説るゝ紛れど此度ハすべて道鏡奴が申行る事にて故ありて聞ゆる事上に論へるがごとしすて類聚三代格大同三年七月十六日の太政官

符に太宰府解を挙て延暦十七年十二月廿一日の符に依りとて大菩薩并比咩神封一千四百十戸宜

納府庫者豊前国解係神宮司申云比咩神封六百十戸之物與大菩薩封物共納府庫望請

春秋祭料充物可用云とあるハ天平勝宝七年両神の封戸を朝廷に返奉られる後再封

戸をハ奉りたまひしかるを但比咩神の封十戸増されるハいかなる由にかありけむ

此前にも後にも神に位階を授たまひて其に相當れる位田封

戸を充奉られたる事なくて史にみえたる事なく多よく

○令式等にもさる趣の事さらにみえざる事なし

神田神戸を充賜へるハあれども其ハ別事にて神位に相當

せることハあらぬ事なるべし上に挙へる伊予国五神越前の劔神も相當らバさて位田封戸の令ハ下に注べし○三代格

寛平六年六月一日の太政官符に得紀伊国解係云此

国有封神社総十二所所充封戸二百卅二烟云々といへる事

もとより国史を按ずるにもとより前仁和元年は當国の
式社の内十二社式外の神六社合十八社は位階を授け給ふ
事なき外の神社はもとより以前より授位の事なく
これば有封神社総十二所ありて合ハば又封戸の数も更に
合ハせ外ニ前国懸の二社神階を授奉ることなくて
古より殊なる重き神は坐ことにより封戸ありと聞ゆ
ればもとより有封神社十二所ありと叶ふることを証
もべきものなりかるが文徳実録は斉衡二年五月甲
加筑後国高良玉垂命名神位田四町とあり此ハ前は
仁壽元年九月庚午は進筑後国高良玉垂神階加従
三位（加ハ授と同例は用をさる例なり）ことなくてハ右の斉衡二年の度ハ既は従
三位なり従三位の位田ハ各条二十四町なれば四町あれバ
合ハせ又既は仁壽元年は従三位は叙されて年歴てのち
斉衡二年は及て位田を加へらるることなり又その後
天安元年十月丁卯在筑後国従三位高良玉垂命名
神従五位下豊比咩神等宛封戸並位田と見えて玉垂命神
ハ前は従三位は叙されて後位田四町と加へらる再位
田をうくるも又うけざるにも按ずるに位田ハいづ
れにも必神位は相當をる位田を奉らるゝ令のありて
かく當昔位階ある。神は神田奉らるゝ尋常の位田

称に準へて神田を位田とも称へる例のありしなるべし件の
位田の称をとりて尋常の位田を奉らせまゐらする證とはせらるべし
令条位田ハ一品八十町二品六十町三品五十町なりし正一位八十町従一位七十四町正二位六十
町従二位五十四町正三位四十町従三位三十四町正四位二十四町従四位二十町正五位
十二町従五位八町なり食封ハ一品八百戸二品六百戸三品四百戸四品三百戸正一
位三百戸従一位二百六十戸正二位二百戸従二位百七十戸正三位百三十戸従三位
百戸なり正四位以下はなし封戸を賜ふ事無く絶綿なとを賜ふ例なり式内式外の位階
ある神にまれ件の相當をとりて位田封戸を奉らせ玉ふ御政のあるべきことなりかし
さていにしへ神に充奉らるゝ御田を神田神戸御戸代など云
へりそをとなへて封戸神封なといへれ其封戸あるを有封といひ
无きを无封といへり又勲位ハ令条を按ふるに一等より十二
等に至る其一等ハ正三位の下二等ハ従三位の下三等ハ正四
位下の下に立つかく次第て十二等ハ従八位下の下に立例

なりその勲位を授らるゝ事ハ軍防令に凡申勲簿皆具
録陣列勲状云々具注副将軍以上姓名附簿申送太
政官勲賞高下臨時聴勅とある赴に準へて軍事なと
に勲験ありける神に授たまへる例なるべし
但しこの勲位の後世に及びてハ続紀に養老六年六月閏
四月乙丑太政官奏可の文に如部内百姓荒野閑地能加功力収獲雑穀三千石以上ニハ
賜勲六等で見帯八位以上加勲一轉とてあるか如きも指もいとおかしけれ是も又準へておしはかるべし
又
神に位階を授たまへる状を史共に考ふるに素より其神の尊卑
に依らず大社名神の等に依まするにもあらず只時に當る
禱祈賽報或ハ神威を崇ひ畏こみひるなどして奉たまへる
例にて上に説へる如く孝謙天皇の御世の比より専と其
挙興ありて仁明文徳清和陽成の天皇の御世〳〵ハ相続て

殊に多く其後の御世々々も絶えず行はせ給ひて其位階を授け給ふる神は何処の社に坐すも同じ神階を授け給ふべし其社に坐神のみ定りて授け給ふ例なし故に神社より位階を申し請ふ又は社の神に位階を授け給ふ時も其社の神の位階を授け給ふ事もなし

さて神位を授奉らむ位記の式は延喜内記式に

神位記式

勅

無位某神　今奉授某位

年月日

類聚符宣抄に奉神位記事

太政官符神祇官

正五位下横山明神 坐○○○

今奉授四位○

延喜十八年○月十七日下

正六位上大津高結槻本地祇 坐讃岐国

今奉授従五位下

延喜二十年二月十九日下

従五位上瀧倉明神 坐大和国

今奉授従四位下

正六位上東屋明神

大神明神〔並在肥前国〕

並令奉授従五位〇

延喜二十年十一月〇日下

右得中務省解偁叙位依例申送如件者

官宜承知依例申送如件

位尤少辨　　位尤少辨

延喜二十一年二月二十一日

とえゝり〇史書どもを按るに天下の諸神に並て叙位ありしを一度ありと聞えたり。そハ文徳実録に嘉祥四年正月甲戌朔庚子（二十七日なり。是年四月二十八日庚午仁寿と改元あり）詔天下諸神不論有位无位共叙正六位上とて、此度の太政官符と貞観格に載たるに應国内諸神不論有位无位叙正六位上事、右太政官去年十二月廿八日下五畿内七道諸国符偁、右大臣宣奉勅特有所思天下大小諸神或本預官社或未載公簿有位无位新叙六位、唯大社并名神雖云无位奉授従五位下者、而今推量六位之中其階有四、至于奉行、応有疑、宜除奉授五位之外不論有位无位共叙正六位上（甲）とえゝり（去年十二月廿八日ハ前の嘉祥三年の事と通ゆるゝ本史に其度）のことをバのせらもがして此度のと裁らとてゝ其ハ前符の文調のごとくて奉行ひでゝくいかで頒符行ハさゝらるゝよりて更に此頒符ありて奉行てるゝべし。然るをバ前の嘉祥三年の官符上改らるべきさを其度のことをバ史にハのせられざりしてうく此格文とうちあひて聞えざるゝ意とつくなし。此官符の趣ハすべて

官社もやゝ官社なりしも當時天下の社を悉く諸神の貶ゐ
五位以上を叙さるゝ神ゐを八階を增し大社幷名神
八免位となしも從五位下を授ひさせ大社幷名神なり
正六位下以下又免位の神ゐをバ並ゐ正六位上を叙さ
るゝ由を以ゐて此後中間一年仁壽三年五月辛酉尾張国元
位大縣神を從四位下を授くる事文徳實録にそゝ
三代實録ゐ貞觀元年正月廿七日京畿七道諸神進
階及新叙總二百六十七社ゐる中ゐも免位の神ゐ位を
授くるがあるそハ山城国小社神大和国細川神伊賀国宍ゐ神筑前国住吉神おのゝ免位ゐり從五位下ゐ叙さるゐ淡路国ゐ西熟ゐ等伊勢宗像神ゐ四座を授ひられゐるてまゝ
其後も免位の神ゐを叙位の事同書ゐ
多くそなりてハいゐの嘉祥四年正月の度ゐゞ国内
の神名帳（数限の事ゐてあけつらふべくもあらねバ）を撰ひ定めて彼度の叙位ゐ遭ゐ
さるつゝゐゝべし（其ゐ中ゐハあるゝ国司の訴へゐを吹ゐて官幣を奉ワ授らしめもありなむ）
貞觀元年正月廿七日の度ゐ延喜神名帳ゐ神祇官西院坐御巫
等祭神廿三座ゐ内ゐ御巫祭神八座ゐ載ゐもる
中ゐ大宮賣神御食津神事代主神三座を除て廿座の
神ゐも免位ゐり新ゐ叙位ありゞて其所謂八座神ゐ
中ゐて神産日神高御産巣神玉積産日神生産日神
足産日神五座ハ免位ゐり從一位ゐ叙さるゝ（おとろく二月朝日正一位を授ゐ）
皆其産日ゐ形ハ神ゐるて天ゐ先住ゐり高位ゐ上げゐ餘ゐ三座ハ位を授ゐつゝ
（廣田御社ゐゝゐも叙位ゐ由ゐ祭ゐ）
（此ゐ八神ゐ祭ゐ由ゐ事ゐみ）

縁起、今諸指遣ス建神武天皇東征之事、建都槌系ヲ受ケ、経津主神ト倶ニ天ニ租之祀ヲ掛ケ神離ヲ所謂高皇産神皇産霊神魂留産霊生産霊足産霊大宮売神事代主神御膳神ヲ配祭ヲ以テ、ここに嘉祥の比、従二上の件の神々も、並びその社鎮坐を諸の神々もともにこよろき御會釋ありて位階を授かりつることかの貞観元年の度にはる廿三座の中より上件廿座の神々も新に位を授るなるべし、

次時いまだ廿三座を除て十三座の中酒殿神社二座ある酒弥豆男神弥豆神大暮隅坐高倉神主水司坐鳴雷神を除て九座は既に本位ありて加階ありて但し高倍神は従五位下なりや位もまた同年の三月廿四日に従四位下に叙ありて酒殿神社二座並に酒弥豆男神鳴雷神の其後の御世々々も位を授ありし事聞えざるも縁由あるべし、

○其後天慶三年より永徳元年まで天下諸神増一階の事九ケ度あり、（但一度は位元のまま進ざるを其証ハ下に注べし）其先例大略を載る近江国栗太郡小杖社神主源重頼が解文の部

無貢宿祢の勘文よりてなお証文を引て継ぐる論辨

あるべし、さてその重頼が解文云近江国栗太郡小杖社（按ずるに社号小杖社帳に栗太郡小槻大社小槻神社とある二社の中なるべし就中小槻大社と称ふべし）も小槻社同じく共に小杖小丈と書ども杖と木の変りて用ひらるゝ丈と書ハ枚挙するにいとまあらず古書の例なるべし解文なる国史上古もまた下れる注もまたかくのごとし

神主源重頼誠惶誠恐謹言

請特蒙天恩ヲ被（按ずるに被の字ハ衍字なるべし）正一位叙右當社神明者ニ清和天皇御宇貞観九年被授従五位下位階（按ずるに事国史ニ見えず貞観元年十月廿日授正五位下小丈神従五位下とあるも元慶六年二月従五位上と授るを七年三月廿日授正五位下小丈神従五位下とあるにて元慶六年二月従五位上と授るを引誤りて貞観九年被授従五位下と書るなるべし就中小槻大社小槻社二社の中にて重頼が奉はりし社なるべし）

寛平十一年正五位下小杖神叙正五位上（既に正五位下なる叙ありてかく叙らるゝ例今按ずるに寛平九年十月廿日授也直授神三百廿座を位階を授るに日本紀略をもて下より引ずるに叙例なるべし）

延喜十一年被授従四位下之由小杖神従四位下ヲ

具見国史等其後天慶三年以来天下諸神奉増一階宣下及度々之間至建治元年相當従一位之神也云々然則正一位小杜神之由被懸額於鳥居社頭之粧厳神明之威光何事欲加之哉望請天恩因准傍例須勅許者云々康永二年十一月日ト奏ス云々解状ヲ以テ下部無負ヲ尋下サルル請文ヲ出ス

国小杜社神位事被仰下之旨謹案ル始社解者負観九年被授従五位下以降元慶寛平延喜三代又授位之儀先相違候ル計天下諸神奉増一階之宣下将定本位之条皆以先例欲ス（此欲の字疑の誤か、下に決定の意の詞あり、又敬ひ申すの意の詞あり、中昔の文の体なり）

自天慶至建治八ヶ度此神本位相當従一位（按ずるに八ヶ度とは天下諸神増階の宣下の度数をいふなり）

ト云今申請正一位可（脱）理運候欲許否可在勅定候欲六月廿四日（康永三年なり）神祇権大副ト部無負（請文ヲ出ス）

今按ずるに小杜神延喜十一年従四位下ヨリ叙セラレ次ヲ天慶ヨリ建治マデ八ヶ度天下諸神一階ヲ宣下アリテ一階ツヽ進ムヲ以テ建治ノ度ヲ従一位ニ叙スルヲ相當ルトヌ又ヲ園大暦延文元年八月諏訪社ノ准進ニ就テ尋下サルヽト部無豊宿祢ノ勘ヘ申ス請文ヲ負観九年三月十一日従一位ニ見エ代要録寛平九年十二月十三日天慶三年正月天下諸神被奉授一階之間當時已為正一位之極位此事同載負和注

進ニしありてことも天慶乃天下諸神増一階ゝようて位の進みゑる由之ゝ諸神記誤方神社の下に位記天慶諸神一階正一位ゝある故度の事ゑまて件の請文ゑ寛平九年十月廿日乃八天下諸神増一階さゝあるさを勘誤りてゝ故寛平天慶の度の事ハなか下ゑ論ふべし又諸神記の八所御霊の神位記と標ゝ茶ゝ按ゑ諸神記作者詳ゝ祢ゝ熟くゝ考ゝ見ゝ平ゝ都無敢朝臣の記録ゝゝて記せるゑ必ゝ此ゝ無敢朝臣の記録ゝ乃ゝ此ゝ無敢朝臣の息ゝ子即此段ゝ家君ゝ書ゝ入ゝ無敢朝臣の事ゑ永徳二年宿祢の尸を改ゑて朝臣ゝ為ゝ事無根ゝ記ゑゝ負観以後ハ天下一同諸神一階奉計之寛平九年十二月十三日故寛平九年ハ誤ゝる事ゑ述ゝ徒五位下天慶三年正月六日徒五位上美昏乃年二月十日正五位下永治元年七月十日徒四位下治承四年十二月十三日徒四位上元暦二年三月四日正四位下建仁元年二月廿日徒三位弘長元年二月廿日正三位建治元年七月廿日徒二位以上九ゝ度也上ゑ注ゝ如ゝ寛平九年ゝ誤ゝ天慶ゝ建治元年ゝ位四品也此社叓於鎮座年紀者不分明也仍以負観以後天下諸神一階奉計之ゝある今按ゑ負観以後ハ此条の上文ゑ勘請年紀不分明ゝ記しゝ文ゑ引ゑゝ負観五年九月廿日御霊會行ハゝる由此社の注文ゑ引ゑゝ此御霊神の事の下ゑ聞えゝ始ゝ祢ゝ其負観ゝ後ゝ以後之記録の文ゑゝさゝ事定ゝぬ者ゝ有ゝ其ゝ負観ゝ後ゝ寛平九年十二月徒五位下ゝ叙ゝさゝと故度の事ハその後天慶三年ゝ建治元年ゝ八ゝ度の天下諸神増一階の宣下ゑゝ既ゝ徒二位の階ゝ進て御坐ゑ由之ゝ不計正上五位四品ハ

正五位上と正四位上とを計へずして従二位に相當るといへる由に勘へられたる也（上に挙られたる位階書の件の二階を除きて勘られたるにいふに諸神記に載たる卜部兼豊宿祢の勘文に諸神加一階の事を辨へて天下一同之時者无越階矣とあって下に其本文を引がてしかして我八所御霊の神位今階級をとりて推されし建治の度までにハすべて従三位叙たりしなり）又これも諸神記五条天神の下に卜部兼豊宿祢の勘文を載て曰延久五年五月十日藤原国貞解状曰當社者高野大師之草創去正治二年四月廿五日被奉授正五位下訖其後諸神一同被増一階之度已及度々欲當時御位階為正二位之由所傳来也云々件位記當時可被奉授一階而階級之度可計申之由被仰下兼豊以下申状曰正治二年四月廿五日正五位下无相違者也（中略）正治以後行天下諸神御加階以上三ヶ度也寄

至正二位者所謂建仁元年二月諸神一同被奉増一階之間然神可為正五位上也（天下一同之時者无越階矣）弘長元年二月同被奉授諸神之一階然日従四位下也建治元年七月又奉増一階但其中於極位之神者祢宜祝等宜令叙位之旨被宣下然者當階可為従四位上之条无左右欲今般被奉授従二位者可宜乎云々同十六日被奉授従二位畢（中略）とあるなど思ひ合すべし（又同書に攝津国廣田神社の条に御位記貞観十年十二月廿六日従一位然後諸神一階度々極位不能左右欲又稲荷神社の下にも御位記天慶三年八月廿八日従一位然後諸神一階度々也極位勿論也とあるも貞観の度の加階の事ハ三代実録にも見えて是右の勘と同じ趣なり）さて件の増一階の度と挙られたるハ旧記に據りおへることなるべきを今其を取総て記せる古書ものいまだ見あたらねバいかゞとしらねど

るゝ他書共ゝ考証ゝゝ限と論ハむ先初ゝ寛平九年十二月十三日従五位下ゝ記さるゝハ日本紀畧ゝ寛平九年十二月三日甲辰奉授正六位上勲七等諸神三百四十一本ゝ廿ゝ社各位一階ゝゝ仁安三年六條神社注進状ゝ新国史ゝ寛平九年冬十二月壬寅朔甲辰奉授正六位上勲七等諸神三百四十社各位一階ゝゝ記ゝる丹生川上神社の下ゝも同文と記ゝる甲辰日八三日之上ゝ挙ゝる御霊社の神位記諏方社の注進状ゝ十三日ゝ書ゝ八干支を日次ゝ当誤ゝゝる又八字ハ衍写ゝて此度の事ゝゝて天下諸神増一階ゝハあらざると勘の疎ゝるゝゝこゝゝて上ゝ引ゝゝ

層ゝゝる諏方社の注進状ゝ就て無豊宿祢の詞文ゝも其諏方神の位階ゝる事を国史等ゝ勘へゝゝ其実録ゝ引て某和九年五月従五位下ゝ記ゝ（此後度ゝ加階の事国史ゝ載ゝるゝとハ省ゝく）真ゝ引継けて已前彼社ゝ出ゝたる貞和の注進状の旨ゝ引て寛平九年十二月十三日天慶三年八月天下諸神被奉授二階之間当時已為正一位之極位ゝ記さるゝも貞観九年三月従一位ゝ叙さるゝゝて事国史ゝゝゝゝゝバ其寛平九年三百四十社加一階の度ゝ天慶三年天下諸神加一階の度ゝこの両度の間ゝハかゝるゝを加階ゝ預ゝたる社ぬべきをバ既ゝ正一位ゝ叙ゝゝ座ゝせゝるゝ

由ありしかば給ハリて書ずの〻分採ハ〻る諸神記ハ諏方神社位記天慶
諸神一階正一位トアルニ依テ寛平の度ハ加階ナシトセシ又
上ル引ハ重頼が解ル小杖神の位階の事ヨリ延喜十
一年被授従四位下之由見国史事其後天慶三年以
来天下諸神奉増一階宣下又度〻之間至建治元年
相当従一位之神也ト申セルニ就テ無負痾称ヲ尋下
サレル請文ハ如社解者ヲ之儀先相違候ル計天
下諸神奉増一階之宣下ヲ云〻自天慶至建治八ケ度ヲ
ト申タル又源平盛衰記（四十三巻の中ニ見ル）ハ九兵革の祈禱天下安
穏ノ為ニ諸国の神明ヲ一階ヲ増ル事代〻の例（ケイ）信明
天皇の御宇嘉祥四年正月ヨリ天下の諸神有位先位
ヲ論セズ共ヲ正六位上ニ叙セラレ官符ヲ下サレ〻ヨリ
此事文徳実録ヨリ載リテ
既ニ引〻ルガ如シ以来朱雀院の御宇天慶三年正月諸国
諸神一階ヲ増奉ル云〻（天慶三年ヨリ元慶二年ノ増一階ノ後〻ヲ記シテ上ニ
挙ル無数の勘文有ル猶下ニ引出テ証ヲ顕スベシ）
寛治八年ヨリ建長元年ヲ三百
歳ニ満ル故ニ又重頼又無数の祢ノ号ヲ加ヘラルルヲ記ス
此書ヲ記ス人重頼ノ祢ノ号ヲ加ヘラルルヲ思〻記ありテハ
平九年の事ヲ云ハデ天慶三年の度ヨリ計ヘ記セル
年の度ハ天下諸神増一階ハ非ルが故ニ
六日ト挙ラレ〻ル云々の事ハ源平盛衰記ヨリ
も此度の事ヲ記ス時問違
計の御祈の為ニ〻由ヲ云ヒ
無負痾称の請文ヲ自天慶云〻元相違候ト申〻ル事
上ヨリ引〻ルが如シ然ル本朝世紀天慶五年四月十一日条ヨ

（右）
（左）

今日初請印、坐京中并山城国諸神位記五十三巻、是東西諸国賊乱之時被祷討滅賊類後、天下諸神可被増加階之由、但至于極位之神、可被奉封戸者、〻〻〻〻前の三年正月より諸神増一階の宣下ありて位記の事延引して行はれず、是五年の是日よりおこなはれて先京中山城国の諸神の位記請印の事を行はるる由、

其外の諸国諸神の位記、なほ天暦の至るのを延引せられき、其の諸神號ある歟、〻〻〻〻の天神の正一位を授くる神位記の事、〻〻〻〻ア無敦朝臣を贈らるる、九中雑類房朝臣の奉書ありて位記者追可被進之、如旨元例之記文、天暦諸神一階位記至天暦延引之、追可被進之記也、〻〻〻〻

さて又上より引〻〻諏方社の注進、八月よりある、八ヘ四の誤〻〻ぞ、八傳のまぎれ〻〻〻〻べし、

又其社司仰下されける時を傳へ記し〻〻〻〻

よてもあらひら、十〻次ま兼暦五年二月十日〻奉らるる度の事、

件の感裏記、〻文の次ま白河院の御宇永保元年二月同く同〻〻〻ハ上ま天慶三年正月諸国諸神ま階を増奉るとあるさきの文〻下ま列ね均例〻〻〻

一階と増奉るとあるよく〻〻〻

肴〻〻、革暦勘文ま兼暦五年二月十日丁卯内大臣以下諸卿参着仗座〻〻、改兼暦五年為永保元年〻〻是日天下諸神可奉増一階之由被下宣旨〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻辛酉革命の御禱ま依〻〻〻〻次ま永治元年七月十日〻奉らるさ〻〻、感裏記上文の次ま崇徳院の御宇永治元年七月同く一階と増奉るとあるに合ひ革暦勘文ま保延七年七月十日丙午云〻〻改保延七年為永治元年云〻同日左大臣宣下云應早奉増一階具注進本位管内諸国大小諸神支

今年支干相當辛酉ニ〻非仰諸神冥助何攘二天下禍
殃一任永保例奉增二階一云〻文同奏事今年相當辛酉任永保例奏下諸
神奉增階無可令進本位之由被仰雅重卿
雜藤原資信朝臣大外記中原師安等ト有ルモ勘ヘルニ百練抄ニ并年代暦ニ并ニ可增一階之由宣下ル日ノ誤ナラン
ハ訛次ニ治暦四年十二月廿五日元暦二年三月四日ト奉ル是ナラン
ハ歟兼記上文ノ次ニ高倉院ノ御宇治暦四年十二月
同ク一階ト增奉ラレテ今度モ又ヤウニ行ハルヽ
トアリ今度ト云上文ヲ同三月三日平家追討ノ御祈諸
国ノ明神ニ一階ヲ奉ラルヽ由宣下セラレト記セル符
ヘル文ニテ元暦二年ノ事ナル日ヲ一日違ヘタル三旨ハ
宣下アルヽ日ヲ記シ四日ト何ヲノ社ヲ乃其奉ラ

ルヽ日ト記シ傳ヘタルヲ據ラルヘシ諸神記ニ紀伊
国高野山天野社丹生高野両神ニ所載神名帳紀伊
国伊都郡内丹生都比女神社是也寺家申狀曰ニ元暦
二年天下諸神一階之時可為正一位ト乃此神ノ叙位ノ事ハ
并代暦ニ貞觀元年正月廿七日従五位下勲八等丹生都
比賣神従四位下元慶七年十二月十八日従四位上ニ叙セラル
事ヲヽヽ其後ノヿハ百練抄扶桑略記等ニ壽永二年
十月九日奉加一階ヲヽヽヽ今ニヨリ其上ハ天下諸神增
一階ノ次第ヲヽヽ推検スルニ所謂元暦二年天下諸神一階ノ
度ハ正二位ニ叙セラヘキ然ヽヽト可為正一位ヽヽヘハ右ノ外

る元暦より以前既に両度一階を加奉らるる事のあり之
さるとて其を記せる書いまだ見あらざれどもその申状に正位とあり一二の誤にやあら
思ふに申状に正位までを叙さるる由と言奉りて辞退あるべきにや詳ならず
其国内の神名帳に従正一位勲八等丹生津比呼大神とあり
貞観元年院より勲等を授奉りて猶其勲位の次第を如此記せり諸神増
階も勲位も進ぬさまなるに拠てすべて今年八月雷文治二年八月廿日文治元年
名帳の奥書も文治二丙午年三月日宣命於国中諸神増階位階為天下安穏御祈禱
とあるも尾張一国の上にいふ事なるに実天下諸神増一階の宣下ありしにより
其国の神名帳の位階を書改らるる由をも申さゞるべからず文治元年より
治二年を経て三年に及ぶまで源平の世乱の寂中なりしかば尾張の国司より
挙申すべき文治二年の三月の奏状を以て宣下を
こゝら証とをくべし次に建
仁元年二月廿三日より挙らるゝ革暦勘文に正治三年二月十
三日甲午右大臣以下諸卿参着仗座云々次有改元改正
治為建仁是日天下諸神可奉増一階之由被宣下之々

又弘長元年二月廿日より挙らるゝ度の事ハ同勘文に文応
二年二月廿日壬子云々有改元事改文応為弘長是日天下諸
神可奉増二階之由被宣下云々共に革命の御禱なり
次に建治元年七月廿日より挙らるゝ康永三年の重頼が解も
天慶三年以来云々至建治元年と申せる文上に挙らるが如く
又無貢宿祢の康永三年の請文も自天慶至建治八ヶ度と
申ゝる文ども上に引る如くなるに建仁弘長の両度をも
こゝにて八ヶ度と計へ定めらるゝことのみにて其ハ無貢宿祢の
請文書て上らるゝ康永二年の比までの度数よて所謂天慶
永保永治治承元暦建仁弘長建治の八ヶ度ならん

諸神増階八所
御昇の神位

の段に以上九ヶ度世ゝあるハかの寛平九年に従五位下に叙されたる本位と合せて計へたるよしなるが
其ハ除きてかぞふれバ天下諸神増一階のありしハ八ヶ度なるべし然るに前へて既に年へたるが如し

かくて其康永三年の兼貞宿祢の請文に記されたる後なる
永徳元年に諸国増一階の事あり革暦勘文に康暦三年
二月廿四日庚辰右大臣以下諸卿着仗座被定申今年辛
酉當革命否并改元事改康暦三年為永徳元年云々
是日天下諸神可奉増一階之由被宣下とあるにて
あるをも合せて天慶より以来天下諸神増一階九ヶ度
ありしなり

かく勘へ決めたるからに天暦六年に増一階の事ありし如くきこえていと
まぎらはしきをその間にも無かるべしさるハ大内記藤原孝範朝臣の勘文
抄の神位事の条に於大明神者多是正一位也仍先増其位諸国小社有霊験之由国宰奏聞之時
先有仗儀次仰内記令勘申本位當日上卿着陣召内記仰云某神可被増其位可造進位記内記造
進之内覧奏聞之後上卿行請印事令頒給之天暦六年天下諸神増一階其後連々不絶とあるを
ことなり（この文大内記菅原和長朝臣勘文に引のそりて）此事ならぬの書あやまりたる事なく以上おぼつかなきにつきて

かく考るに神抄に諸神記に至徳元年九月廿一日八所御炅神に正一位を授られたる神位記の事につきて九中
弁頼房の卜部兼敦朝臣に贈られたる奉書を載られたるに於位記者追可被進之欲且先例証文天慶諸神一階
位記至天暦延引之自爾以来被告申社頭追可被進位記也とみえたるに神抄に天暦六年云々と記されたる
も件の天慶の諸神増一階の位記の延引せられたるとしられ然るを請印の事を行ひたるを神位記造進請印
等の例に挙られたる此を記しされたるのかとハさはきこえざるなり

今其九ヶ度乃宣下ありし年月を挙ぐ

とりあへていふに天慶三年庚子正月六日永保元年辛酉二月十日○（六十一代朱雀天皇）（七十二代白河天皇）

○永治元年辛酉七月十日（七十五代崇徳天皇）

治承四年庚子十二月十三日元暦二年乙巳三月四日建仁元年辛酉二月（八十代高倉天皇）（八十二代後鳥羽天皇）（八十三代土御門天皇）
十三日弘長元年辛酉二月廿日建治元年乙亥七月廿日永徳元年辛酉二（八十九代亀山天皇）（九十代後宇多天皇）（百代後円融天皇）
月廿四日かくのごとし

ことゝの増一階の事天慶にハ兵革の御祷により永保以来永徳
まではおほかた辛酉革命の御祈によりてなり但し永徳の前の辛酉
元亨元年にハ其事なくして度のもハ革暦勘文に元応三年二月廿三日に元亨と改元ありて同廿日
諸神位記事被仰之とのみ記せり革命の御祈に彼此の神々に加階ありしなるべし又其前治承
元暦の両度ハ兵革の御祈なりしに加へて永徳の
のちハ増一階の事絶えたりきこえたれど

さて按に嘉禄四年に天下諸神
の中元位にて従六位上に叙りたへる神たちの其後殊更に叙位等

きも九ケ度の増一階ゝ預りぬへハ永徳の度ゝ正四位下ゝそゝ叙りぬへ〳〵況やその嘉祥四年の後天慶ゝ前ゝ位階ゝ得ておそ〳〵ゝ神ゝもハ九ケ度の増一階ゝ預りて高き位ゝ進て昇ゝするゝ事ゝ上に挙ゝる例の如〳〵然ゝを縦へハ六国史の中ゝ（文徳実録の仁和二年の中ゝそゝ）従四位下ゝそゝ叙ゝさゝる由見ゝるゝ神ハ天慶ゝり九ケ度の増一階ゝ預りて既ゝ永徳元年の度ゝ正一位ゝ叙りて坐ゝしゝなゝ従四位下ゝもゝ心得てあしかいと疎ゝるゝぞやゝそ〳〵社〳〵の神主〳〵む人ハ殊ゝ心得あるべき事ゝるゝ近世ゝハさゝる由ゝ心得そゝるゝ多く聞ゝ（誤文と思ひて強ゝて改ゝるゝ事ゝまゝ）さゝそ又天慶の増一階の度ゝ

そ至于極位之神可被奉封戸〳〵あ〳〵ゝど（極位ゝて正位ゝ）其後の度〳〵ハ然あり〳〵ゝいきこえぞ又天下諸神増一階ゝハ申せど天下ゝ坐〳〵ゝ坐〳〵諸の社〳〵神ゝもゝ授ゝのゝハあしく当時既ゝ官帳ゝよゝるゝ国内の神名帳ゝよゝるゝ（国内神名帳〳〵ハ各国ゝて国内の神社ゝ載ゝて帳ゝ此事ゝ）載ゝて公ざまゝる知ゝへゝて神〳〵ちゝ授ゝのゝへゝるゝ（但〳〵伊勢ゝ皇大神宮ゝ月読ゝ国懸ゝ三神ゝるゝとのゝ又ゝ御巫ゝ祭ゝ神ゝ授ゝけゝるゝ事ゝハ此場階ゝ預ゝりゝてゝ社ゝ〳〵其ゝ既ゝ長ゝ〳〵ゝ又ゝ御巫ゝのゝ〳〵ゝまゝとゝろ〳〵置ゝうゝて社ゝ〳〵のゝ〳〵きゝハゝとゝろ〳〵教ゝへゝうゝべきゝ事ゝ）そハ上ゝ引ゝ如〳〵嘉祥の度天下諸神不論有位无位共叙正六位上ゝてゝ其後の御世〳〵无位の神〳〵の位階新叙の事数多ゝ小当時官ゝ知えゝぬゝ无位ゝてゝおそ〳〵ゝて故ゝるゝゝ国内神名帳

どもよく載せ、神階の国史古記どもにそよくそうそう高く進みのぶ文帳よも国史古記よも聞えなければ神社も位階ある人後の御心くゝ授けゐてもあるべきをとて中ごろ増一階の時嘉祥の例よ准らえ新ゝ従六位上ゝ叙さまでゐるが多くさて其新叙の後増一階の度ゝ授りのびて継ゝ位階の進みのぶくるが多くさる借位よて諸国よて国守の計らひて神位よ借奉る例ある公家より授奉らるゝ本位よその借位よとの混ひあて差別ろ詳ろぬゝ多り出べし。（その借位の事ハ下ゝ説出べし。）

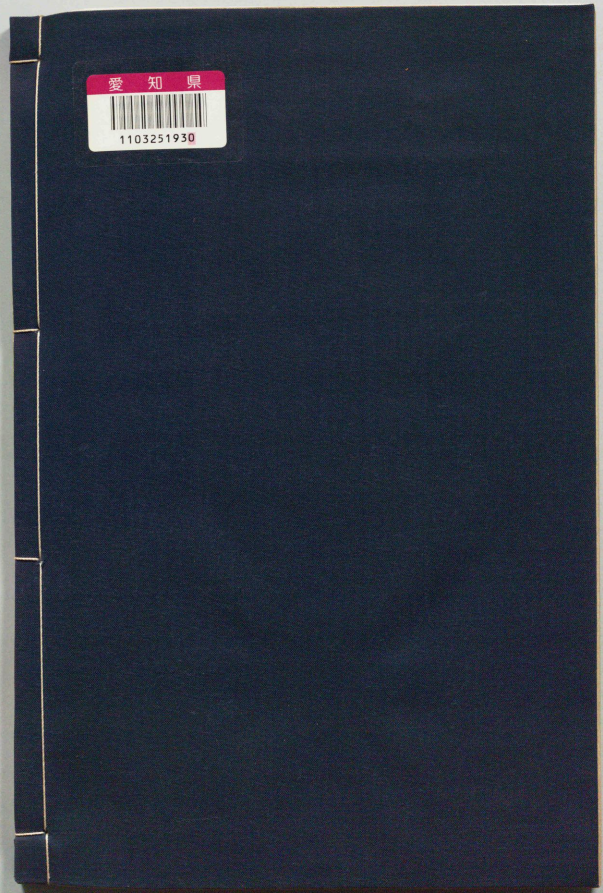
愛知県
1103251930